

住民監査請求に係る監査の結果について

第1 監査の請求

1 請求の受付

次のとおり、地方自治法（昭和22年法律第67号）242条1項の規定に基づく兵庫県職員措置請求書（以下「本件請求書」又は単に「請求書」という。）が、請求人から提出された。

- (1) 提出日 令和7年4月25日
- (2) 請求人の氏名及び住所 別記1（請求人一覧）のとおり

なお、令和7年2月25日から3月26日までの間に、46名の県民から、本件と同じ理由により同じ措置を求める請求（以下、「先行事件」という）が行われていた。監査委員は先行事件の請求者のうち4名については必要な書類の添付がないため監査を行わないこととし（いわゆる「却下」）、42名については要件が整っているため受理したうえで、執行機関に対する調査を行った結果、請求に理由がないものと判断（いわゆる「棄却」）したところである。

先行事件に係る監査の結果は、兵庫県公報令和7年4月25日号外に掲載（以下「先行事件に係る監査結果」という。）したとおりである。

2 請求の概要

本件請求書及びこれに添付された事実を証する書面（以下「事実証明書」という。）によれば、本件監査請求の要旨は次のとおりである。

(1) 請求の要旨

ア 請求理由

兵庫県は令和6年5月7日付で、元西播磨県民局長（同年7月に死去。以下、「元局長」という）に対し、停職3ヶ月の処分を下したが、その理由の一つとして、平成23年から14年間にわたり、勤務時間中に計200時間程度、多い日で1日3時間、公用PCを使用して業務と関係のない私的な文書を多数作成していたことによる職務専念義務違反を挙げた。

これは兵庫県に対する重大な背任行為であり、地方公務員法35条に定める職務専念義務に違反する。200時間の私用時間分の給与については民法703条の不当利得にも該当し、公金の不当な支出である。

よって、本請求は、兵庫県が元局長に対して支払った給与のうち、当該職務専念義務違反に相当する期間における給与の返還を、兵庫県知事に対して求めるものであり、兵庫県監査委員に対し、住民監査請求を行う。元局長はすでに死亡しているため、返還請求は相続人に対して行うものとする。

イ 請求の具体的内容

- (ア) 兵庫県が元局長に対して支払った給与のうち、職務専念義務違反に相当する期間の給与を算定し、相続人にその返還をするように知事に対して求めること。
- (イ) 知事は本件に関する監査結果を公表し、県民に対する説明責任を果たすこと。

(2) 事実証明書

本件監査請求の要旨に係る事実証明書として、別記2の文書が提出された。

3 監査請求形式要件の審査、請求の受理

提出のあった請求書について、令和7年5月9日に要件審査を実施した。

その結果、本件請求の趣旨を「元局長の相続人に対する給与返還請求権の行使を知事が怠っているので、その権利を行使するよう、監査委員から知事に対して勧告を行うことを求める」ということであると認めた。

そのうえで、請求が要件を満たしていると判断し、請求を受理することとした。

第2 証拠の提出及び陳述

1 請求人の陳述の要旨

令和7年5月23日に、地方自治法242条7項に基づき、請求人に対して証拠の提出及び陳述の機会を設けたところ、請求人全員の代理人から次のとおり陳述があった。

(1) 請求人はまず、先行事件の請求人が陳述した内容を援用するとした。先行事件の請求人の陳述は先行事件に係る監査結果に示すとおりであるが、おおむね次の内容である。

ア 地方公務員法35条の規定に照らせば、元局長の職務専念義務違反は明らかであり、岐阜地方裁判所平成15年11月26日判決、札幌地方裁判所平成10年7月17日判決のとおり、本件事案においてもノーワークノーペイの原則という一般の労働法規で用いられる準則が適用されることも明らかである。200時間の私用時間分の給与について民法703条の不当利得に該当するとして返還請求すべきである。

イ 兵庫県議会文書問題調査特別委員会調査報告書（令和7年3月4日）では、クーデター計画という用語が登場するが、仮に元局長がクーデターを企画していたのであれば、憲法の規定する「地方自治の本旨」にもとる行動である。

公費で購入されたPCの中に公益に反する重大な事項が隠されているとすれば、中身を明示することにより事実関係を明らかにすることが切に望まれる。プライバシー情報の開示を差し控えるのは当然ではあるが、クーデター計画の存否という公益上大きい事実の存否を明らかにすることは、兵庫県民の知る権利（憲法21条1項）に照らし必要欠くべからずのものであり、兵庫県として不当利得返還請求権の行使をするにあたって、公用PCに保管された情報の開示は不可欠という他ない。

(2) 請求人はさらに本件においておおむね次のとおり陳述した。

ア 先行事件では、給与返還の権利行使が困難な理由として、給与条例6条に定め

る「勤務しない」状態にあった時間数を、その状態にあった年月日とともに特定する必要があること、14年間にわたり計200時間程度という職務専念義務違反の時間数は、そのまま給与返還の根拠とすることはできないこと、勤務の実態を確認するためには、具体的な年月日と時刻を特定して、その当時の勤務時間を質問することが必須であるところ、計200時間程度という時間数は、それ以上具体的に分析して年月日と時間数を特定することができないことが挙げられ、したがって給与返還請求債権の確定を行うことは将来にわたって不可能であるとされた結果、請求人の請求には理由がないとされた。

しかしながら、元局長が200時間程度であると思うと述べており、いわゆる秘密の暴露が成立しており、かかる証言の信用性は極めて高いと考えることができ、職務専念義務違反の時間を200時間と算定しても差し支えがない。民事訴訟の中でも裁判所の心証形成に寄与する事項である。そして、PCログや同僚の証言、文書の記載内容から時間の特定は可能である。一般企業では同一の事例でPCログの記録を元に返還請求を実施しているケースが多々存在する。例えば、東京地裁平成27年3月25日判決では、勤務時間中にアダルトサイトを見ていたという事案についてPCログで会社側が立証し、返還請求が認められている。

また、不当利得返還請求権の行使にあたって、元県民局長に対する給与支給額は簡単に導き出されるはずであり、元局長の時給金額の算定は可能である。

したがって、不当利得金額の特定は可能であり、遺族に対して給与返納を求めることも可能である。

イ 先行事件の監査結果では、一部の職務専念義務違反についてある程度時間が特定されている。例えば、「多い日で1日3時間」という認定がなされている。

また、Wordファイルの編集についても記載内容によってある程度作成時間を計算することができる。特に、今回大きな問題となっている「クーデター計画」が記載された文書を作成していたとすれば、操作ログと記載内容から作成時間・作成日を算定することができる。少なくともこの文書の作成については、職務上の非違行為としての悪質性が高く、たとえ3時間程度だとしても計算をして返還請求権を行使すべきである。

以上から、200時間分の返還請求権が難しいのであれば、確実な時間分に限り返還請求権を行使すべきであり、法的にもそのような方法は十分に可能である。県民の財産を1円でも無駄にしてはならないのである。

ウ 以上から、兵庫県は不当利得返還請求権の行使を控えるのではなく行使すべきである。

エ 公用PCは兵庫県民の血税から購入された公用財産で、本来公務員としての職務遂行の結果が保存されており、その内容も県民の財産として共有すべきものである。令和7年5月13日付けの第三者委員会報告書によれば、「県保有情報」と「ネット上の情報」は同一の可能性が高いという指摘がなされている。渦中の人

物とされる立花孝志氏らが公開したPCのフォルダの中には「クーデター顛末記」なるWordファイルが存在する。また、5月18日のYoutube動画の中で片山前副知事はクーデター計画についての詳細な意見を述べている。内容の迫真性・客観的事実との付合に照らせば片山氏の発言は十分信用することができ、クーデター計画の存在を裏付ける資料となる。クーデター計画に関する情報は、その余の小説等とは異なりプライバシー情報とは考えにくい。寧ろ高度に公益性の高い情報であり、主権者である住民の知る権利の観点から内容を確認する必要性が高い。

本件事案の解決に必要な限度で「クーデター顛末記」に関する文書についての内容を明らかにすることを求める。兵庫県に対する情報公開請求を待つことは難しいし、現実問題情報公開請求においても不開示決定がなされていることについては再確認して頂きたい。

オ 齋藤知事、監査委員の皆様、県議会議員の皆様、兵庫県職員の皆様に問いたい。当然のことだが、皆様は兵庫県民の幸福のため仕事をされている。

今兵庫県が置かれた状況はどうか。親齋藤派、反齋藤派といったはっきり言って無駄な分断が生じている。分断を生じている原因を考えて欲しい。率直に言って齋藤知事のリーダーシップの欠如が原因ではないか。あえて繰り返すが、齋藤知事は県政始まって以来の未曾有の混乱を収束させる義務を負っている。マスコミ等による猛烈なハラスメント類似の行為で精神的に厳しい状況に置かれていることは承知しているが、貴殿の英断こそが兵庫県民の幸福につながることは明白である。

この手続きは財務会計上の問題を検討する住民監査請求であることを理解している。住民訴訟という訴訟手続の中で真実を明らかにすべきであることも理解している。長期の審理期間を要する訴訟を待っている時間はない。決断を求める。兵庫県民の代表として、選挙で選ばれた者として動くのは今ではないか。

貴殿の決断こそが第2の元局長、故竹内氏の悲劇を防ぐことになるのである。兵庫県民の気持ちを斟酌して行動して欲しい。

2 執行機関の陳述の要旨

先行事件に係る判断をするにあたって、監査委員は令和7年4月7日に、地方自治法242条8項に基づき、執行機関の陳述を実施していた。その内容は、先行事件に係る監査結果に示すとおりである。

第3 監査の対象

1 監査の対象とした事項

住民監査請求に当たっては、対象とする財務会計行為を他の事項から区別し、特定して認識できるように個別的・具体的に摘示しなければならないとされている（最高

裁判所平成2年6月5日判決)。

本件においては、請求人が請求書及び事実証明書において特定したものと判断できる次の事項を監査の対象とした。

〔監査の対象〕

元局長が職務専念義務違反をした時間（約200時間）に対応する給与に関して、知事が返還請求権の行使を怠る事実

2 監査の対象としなかった事項

請求人は「求める措置」の2点目として「本件に関する監査結果を公表し、県民に対する説明責任を果たすこと」を知事が行うよう求めているが、住民監査請求の結果について県民に対してそのような行為を行う義務は、知事その他の執行機関や職員にはない。また「結果の公表」「説明責任を果たすこと」自体は財務会計行為ではなく、住民監査請求の対象ではないため、この部分については本件監査の対象としない。

ただし、監査委員は従来から、住民監査請求を受理し監査を実施した場合はその結果を公表し、かつ請求人に通知しており、本件についても同様に結果を公表し、請求人に通知する。

第4 監査の結果

1 結論

本件監査請求について、監査の結果を合議により次のとおり決定した。

〔監査結果〕

本件監査請求には理由がないものと判断する。

先述したとおり、本件と同じ理由により同じ措置を求めた先行事件があり、監査委員は執行機関の陳述及び執行機関に対する調査により認定した事実を踏まえ、先行事件に対する判断を行ったところである。

また今般、本件請求書が提出されたことを受けて、監査委員は改めて執行機関に対し、先行事件に係る調査・陳述の後において状況の異動があったか問うたところ、異動はないとの回答があった。

このことから、本件請求書に係る監査委員の監査は、先行事件に係る調査で得られた執行機関の陳述その他の事実及びこれらに異動がないことの確認をもって認定事実とし、これをもとに判断することで実施した。

以下に、本件において監査委員の認定した事実と判断を述べる。

2 認定した事実

先行事件における認定事実は先行事件に係る監査結果に示すとおりである。認定された事実にその後の異動はないため、本件請求においても、監査委員は先行事件における認定事実と同様の事実を認定した。

3 判断

先行事件における監査委員の判断は先行事件に係る監査結果に示すとおりである。

先行事件において認定された事実にその後の異動はないため、本件請求においても、監査委員は先行事件における判断と同じ判断をした。

4 付言

請求人は本件に係る陳述において、先行事件における請求人の陳述を援用するとしている。また、本件における陳述でも補足して主張している事項がある。したがって、これらの点について付言する。

(1) 先行事件における請求人の陳述に対する付言

本件の請求人が援用した先行事件の請求人の陳述内容（公用PCの内容開示の必要性等）に対する付言は、先行事件に係る監査結果に示すとおりである。

(2) 本件請求における請求人の陳述に対する付言

請求人は、元局長が職務専念義務違反時間を「200 時間程度であると思う」と述べたことを信頼し、PCログや同僚の証言、文書の記載内容から時間の特定は可能であると主張している。また、元局長に対する給与支給額は簡単に導き出されるはずで時給金額の算定は可能であると主張している。さらに、執行機関が職務専念義務違反を「多い日で1日3時間」と認定したことを信頼し、確実な時間分に限っても返還請求権を行使すべきと主張している。

しかしながら、職務専念義務違反とされる「約 200 時間」「多い日で1日3時間」という時間数が、給与返還請求の要件である「職員の給与等に関する条例（昭和35年条例第42号）」6条の「職員が、（中略）正規の勤務時間中に勤務しない場合」を満たしたとしても、先行事件に係る監査結果のとおり、ファイルの総編集時間の中から、業務と無関係な記述が当該ファイルに書きこまれた年月日と時間数を抽出し特定することは不可能であるから、執行機関が返還請求を実施しないことに違法不当な点はない。このことはファイルの記述内容の如何にかかわらず、また業務と無関係かどうかにかかわらず、変わることはない。

また、請求人は「元局長に対する給与支給額は簡単に導き出されるはずであり、時給金額の算定は可能」と述べるが、具体的根拠や方法の提示はなく、上記先行事

件に係る監査結果を覆すものではないし、「多い日で1日3時間」という時間数には、その余の時間数と比較しても、年月日を一層特定できるような特質はない。

なお、請求人は、兵庫県に生じている分断の原因が知事のリーダーシップの欠如にあるとして、兵庫県民の幸福のために知事の「英断」を求めているが、陳述におけるこのような主張は住民監査請求として不適當である。

別記1

請求人一覧

番号	氏名	住所	番号	氏名	住所	番号	氏名	住所
1	AH	神戸市北区	51	NH	神戸市垂水区	101	IY	姫路市
2	UY	神戸市東灘区	52	HE	神戸市垂水区	102	UM	姫路市
3	US	神戸市東灘区	53	FK	神戸市垂水区	103	KY	姫路市
4	ON	神戸市東灘区	54	MT	神戸市垂水区	104	ST	姫路市
5	KY	神戸市東灘区	55	MM	神戸市垂水区	105	TT	姫路市
6	GK	神戸市東灘区	56	MJ	神戸市垂水区	106	TY	姫路市
7	SM	神戸市東灘区	57	MK	神戸市垂水区	107	TT	姫路市
8	SJ	神戸市東灘区	58	YY	神戸市垂水区	108	HC	姫路市
9	TH	神戸市東灘区	59	YN	神戸市垂水区	109	HK	姫路市
10	NH	神戸市東灘区	60	LA	神戸市北区	110	HM	姫路市
11	AT	神戸市灘区	61	IE	神戸市北区	111	MM	姫路市
12	AS	神戸市灘区	62	UK	神戸市北区	112	AT	尼崎市
13	AY	神戸市灘区	63	SE	神戸市北区	113	UN	尼崎市
14	OA	神戸市灘区	64	SS	神戸市北区	114	OY	尼崎市
15	OK	神戸市灘区	65	TK	神戸市北区	115	KM	尼崎市
16	OS	神戸市灘区	66	NY	神戸市北区	116	KS	尼崎市
17	SK	神戸市灘区	67	HK	神戸市北区	117	SK	尼崎市
18	SY	神戸市灘区	68	MT	神戸市北区	118	SM	尼崎市
18	ST	神戸市灘区	69	MM	神戸市北区	119	TY	尼崎市
20	SS	神戸市灘区	70	YK	神戸市北区	120	TM	尼崎市
21	TN	神戸市灘区	71	YJ	神戸市北区	121	TY	尼崎市
22	TY	神戸市灘区	72	IM	神戸市中央区	122	TM	尼崎市
23	YK	神戸市灘区	73	II	神戸市中央区	123	TM	尼崎市
24	YN	神戸市灘区	74	OM	神戸市中央区	124	TY	尼崎市
25	WY	神戸市灘区	75	TA	神戸市中央区	125	CE	尼崎市
26	IS	神戸市兵庫区	76	NY	神戸市中央区	126	TS	尼崎市
27	OO	神戸市兵庫区	77	NK	神戸市中央区	127	DF	尼崎市
28	OR	神戸市兵庫区	78	NA	神戸市中央区	128	NK	尼崎市
29	OM	神戸市兵庫区	79	HK	神戸市中央区	129	NY	尼崎市
30	OK	神戸市兵庫区	80	YM	神戸市中央区	130	NM	尼崎市
31	KY	神戸市兵庫区	81	AT	神戸市西区	131	NA	尼崎市
32	HY	神戸市兵庫区	82	AK	神戸市西区	132	MN	尼崎市
33	YA	神戸市兵庫区	83	IC	神戸市西区	133	MT	尼崎市
34	NT	神戸市長田区	84	ON	神戸市西区	134	MW	尼崎市
35	NT	神戸市長田区	85	KM	神戸市西区	135	MH	尼崎市
36	IM	神戸市須磨区	86	KM	神戸市西区	136	MS	尼崎市
37	EK	神戸市須磨区	87	KJ	神戸市西区	137	YM	尼崎市
38	SM	神戸市須磨区	88	KS	神戸市西区	138	YK	尼崎市
39	NA	神戸市須磨区	89	SK	神戸市西区	139	AY	明石市
40	KM	神戸市須磨区	90	TY	神戸市西区	140	AT	明石市
41	MC	神戸市須磨区	91	TM	神戸市西区	141	IM	明石市
42	MR	神戸市須磨区	92	TK	神戸市西区	142	IT	明石市
43	YM	神戸市須磨区	93	TM	神戸市西区	143	UA	明石市
44	YA	神戸市須磨区	94	MS	神戸市西区	144	TN	明石市
45	YA	神戸市須磨区	95	MM	神戸市西区	145	NM	明石市
46	OY	神戸市垂水区	96	MK	神戸市西区	146	NM	明石市
47	KS	神戸市垂水区	97	YM	神戸市西区	147	FM	明石市
48	KY	神戸市垂水区	98	YR	神戸市西区	148	FN	明石市
49	KT	神戸市垂水区	99	WS	神戸市西区	149	MJ	明石市
50	TS	神戸市垂水区	100	AM	姫路市	150	AY	西宮市

番号	氏名	住所	番号	氏名	住所
151	AT	西宮市	201	YC	赤穂市
152	AK	西宮市	202	IN	宝塚市
153	AC	西宮市	203	EH	宝塚市
154	IC	西宮市	204	KT	宝塚市
155	II	西宮市	205	KY	宝塚市
156	OM	西宮市	206	TN	宝塚市
157	KT	西宮市	207	HY	宝塚市
158	SS	西宮市	208	HH	宝塚市
159	TA	西宮市	209	MK	宝塚市
160	TH	西宮市	210	DT	宝塚市
161	NM	西宮市	211	MM	宝塚市
162	NK	西宮市	212	YM	宝塚市
163	NS	西宮市	213	YJ	宝塚市
164	HT	西宮市	214	MY	三木市
165	HN	西宮市	215	YS	三木市
166	HA	西宮市	216	SK	高砂市
167	FM	西宮市	217	KS	川西市
168	FM	西宮市	218	TT	川西市
169	FN	西宮市	219	TK	川西市
170	HM	西宮市	220	NS	川西市
171	MN	西宮市	221	NA	川西市
172	YR	西宮市	222	NK	川西市
173	AK	西宮市	223	HR	川西市
174	KS	洲本市	224	FK	川西市
175	IJ	芦屋市	225	MY	川西市
176	IH	芦屋市	226	MM	川西市
177	SA	芦屋市	227	MK	川西市
178	SK	芦屋市	228	MK	川西市
179	HK	芦屋市	229	MM	三田市
180	MT	芦屋市	230	YA	三田市
181	MF	芦屋市	231	YT	三田市
182	YT	芦屋市	232	UA	加西市
183	AM	伊丹市	233	SH	加西市
184	OR	伊丹市	234	NH	加西市
185	KK	伊丹市	235	IM	丹波市
186	TA	伊丹市	236	MM	淡路市
187	HM	伊丹市	237	MC	淡路市
188	MN	伊丹市	238	IA	たつの市
189	MY	伊丹市	239	HT	たつの市
190	KY	相生市	240	MS	たつの市
191	KT	豊岡市	241	NM	播磨町
192	AE	加古川市	242	IE	市川町
193	UY	加古川市	243	HS	福崎町
194	SM	加古川市	244	HT	太子町
195	TM	加古川市	245	OS	香美町
196	TH	加古川市			
197	NS	加古川市			
198	HT	加古川市			
199	HT	加古川市			
200	MK	赤穂市			

別記2

事実を証する書面：元局長に対する懲戒処分の辞令及び処分説明書